



報道発表資料

報道関係者各位

令和4年10月26日(水)

【照会先】

山形労働局労働基準部賃金室

賃金室長 高橋 利明

賃金係長 牧野 朋子

電話 023 - 624 - 8224

FAX 023 - 624 - 8345

山形県特定(産業別)最低賃金引上げ —山形地方最低賃金審議会答申—

山形地方最低賃金審議会(会長:村山 永^{むらやま ひさし})は、10月26日(水)、地域別最低賃金(山形県は854円(10月6日発効))を上回る額で設定される4つの山形県特定(産業別)最低賃金(時間額)の改正について、別表のとおり山形労働局長(局長:小森 則行^{こもり のりゆき})に答申しました。

今後、答申内容の公示等の諸手続を経て、本年12月25日(日)から効力が発生する予定です。

(別表)

特定最低賃金の件名	改正時間額(改正前)	引上げ額(引上げ率)
ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業(一般産業用機械・装置等製造業)	919円(888)	31円(3.49%)
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業(電気機械器具等製造業)	903円(872)	31円(3.56%)
自動車・同附属品製造業	919円(888)	31円(3.49%)
自動車整備業(自動車分解整備の業務に従事する者に限る)	923円(892)	31円(3.48%)

(参考) 別添 特定最低賃金について